

從來ノ登記簿ノ謄本ハ其ノ登記簿ト同一ノ様式ニ依リ之ヲ作成スベシ

○司法省令第六號

大正十四年司法省令第二十號中左ノ通改正ス

昭和十六年一月二十二日

司法大臣 柳川平助

「造船組合聯合會登記」「自動車運送事業組合登記簿」
簿ノ次ニ「自動車運送事業組合聯合會登記簿」
ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十五年法律第百六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十四年八月二日 司法省令第二十號ハ相互保險會社登記簿等
本、抄本請求等ニ關スル手数料ノ件ナリ

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M K 生

○内務省告示第三號

國道ノ路線ヲ認定シ大正九年十二月内務省告示第百二十五號中特
三十三號ノ次ニ左ノ路線ヲ加フ

昭和十六年一月十日

内務大臣 男爵 平沼騏一郎

特三十四號神奈川縣横須賀市小川町ヨリ同市八幡久里濱町ニ達ス
ル路線

○内務省告示第四號

國道特二十號路線ヲ變更シ大正九年十二月内務省告示第百二十五
號中「加佐郡志樂村」トアルヲ「東舞鶴市大字濱字濱(東舞鶴市大

字濱字濱ヨリ同市大字溝尻字濱田ニ至ル區間三十五號國道(專用)
ニ改メ「東大浦村」ノ上ニ「加佐郡」ヲ加フ

昭和十六年一月十一日

内務大臣 男爵 平沼騏一郎

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定年月日
青森	弘前師團經理部長	練兵場設置	青森縣東津輕郡筒井村地内	一五、一二、一九
高知	高知縣高知市長	道路改築	高知縣高知市追手筋、西蓮池町、廿代橋通地内	〃
東京	東京府知長	河川改修	東京府東京市葛飾區小菅町小谷野町地内	一五、一二、二九
岩手	岩手縣	港灣修築附帶鐵道敷設	岩手縣下閉伊郡宮古町地内	〃
東京	東京府東京市	區役所擴築	東京府東京市王子區東十條二丁目地内	〃
〃	武藏野鐵道株式會社	停車場擴張	東京府東京市豊島區池袋二丁目雜司ヶ谷町七丁目地内	〃
佐賀	佐賀縣知事	道路改築	佐賀縣西松浦郡伊萬里町大坪村地内	一六、一、一三
静岡	静岡縣駿東郡小山町 外一ヶ村道路組合管理者	道路改築	静岡縣駿東郡小出町地内	〃
北海道	東洋高壓事業株式會社	硫酸アムモニヤ 製造事業設備建設	北海道空知郡砂川町地内	一六、一、一四

◎軌道法に依る申請に對する處分

東京府

京王電氣軌道 電氣工事方法變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る笹塚變電所の電氣軌道用水銀

整流器は大正十五年十二月下旬より使用せるものにして、其後内
部の手入修理を施行したれども冷却管の自然腐蝕に加ふるに水垢
固着し、冷却水量減退の結果出力の減少を來したるを以て之が改
修工事の必要を生じたれども、近時電車乗客の激増に依り豫備器

も毎日使用せざれば電車營業に支障を生ずる實狀となりたり、依つて之が應急對策として今回硝子水銀整流器を撰定使用し、從來の鐵槽水銀整流器三臺を順次改修し、尙之を豫備器として設置せむとするの件は一月十五日監第二二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 馬場先門附近鐵柱並信號燈設置位置變更認可

東京市申請に係る皇紀二千六百年宮城外苑整備工事に依り馬場先門附近歩道模様替に伴ひ、支障鐵柱並信號燈の設置位置を變更せんとするの件は一月十四日監第三、八四一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電氣軌道 信號物設置認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る新四ツ木橋々梁工事用材料運搬のため押上起點二軒九七七米〇二の地點路線上に貨物自動車横斷用假踏切設備を設置せむとするの件は、右假設物使用期限を昭和十八年一月三十一日迄とし、一月十一日監第三、九三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 瀧野川區役所前停留場特別設計許可

並電氣工事方法變更認可

東京市申請に係る都市計畫事業に因る枝道改修工事施行に伴ひ瀧野川區役所前停留場を移設し且鐵柱及饋電線を移設せむとする

ものなるが、新停留場位置は勾配千分の三五なるを以て軌道建設規程第十六條に抵觸するを以て例外取扱となし、一月十四日監第三、九三五號を以て内務、鐵道兩大臣より特別設計の件許可し電氣工事方法變更の件認可ありたり。

神奈川縣

江ノ島電氣鐵道 車輛設計變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る既認可四輪ボギー電動客車第一一號及一一二號を改造し、乗客の收容能力を増加せむとするの件は一月十四日監第三、七三七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電氣鐵道 京濱鶴見停留場涉線に保安設備施設認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る京濱鶴見停留場附近起點一五軒三五〇に車輛引返しの爲涉線を新設せむとするの件は一月十四日監第三、七三八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電氣鐵道 車輛設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る既認可四輪ボギー電動客車中第三十二號及自第三十四號至第三十九號計七輛は、車體の一部を改造せむとするの件は一月十四日監第三、九〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電氣鐵道 北品川停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る北品川停留場は最近乗降客激増し混雑甚しきを以て之が緩和の爲、乗降場を増築及上家新設並渉線を新設せむとするの件は一月十日監第三、五三六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

横濱市電 電氣工事方法變更認可

横濱市申請に係る磯子區瀧頭町地先堤無當地所在該市塵芥燒却發電所は、該市に於て毎日發生する約二〇〇噸の塵芥を完全燒却し之に依つて生ずる熱を利用して發電せんと計畫の下に設置せられたるものなるも、塵芥の燒却に關しては所期の目的を完全に達せるも發電は塵芥中に豫期以上の成績を擧げ得ざりし爲、重油噴霧器を装置し以て塵芥燃焼の熱量と併用し發電することになし、昭和六年頭初より昭和九年末迄發電を繼續し該市電氣局千歲橋變電所に一日約五〇〇KW送電し來りしも、昭和十年一月より都合に依り之を休止し、千歲橋の五〇〇KWは之を東電より受電し現在に至りたるものにして、最近重油の入手愈々困難となり發電の望み無く、之に加へて斯る機械を其の儘放置するは國家的にも不經濟なるを以て、今回之を廢止し他に之を賣却せむとするの件は一月十四日監第三、七四一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市營 軌道工事方法變更認可

名古屋市申請に係る高岳延長線一部 自中區丸田町一丁目六番地 至同區大池町七丁目二番地
間及東郊南北線一部 自中區大池町七丁目二番地 至同區同町丁目同番地
間路線は昭和七年秋十數年使用せる中古溝型軌條を使用し、「テルミット」銲接をなし膠石ブロックにて鋪裝せるも、一般交通量の激増に伴ひ軌條の折損せるもの續出し、加ふるに鋪裝の破損も甚しければ軌條を更換し、現在不用となりたる渉線は之を撤去し既設渉線の位置を變更せむとするの件は十二月十九日監第三、五九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

三雲縣

神都交通 軌道工事方法變更認可

神都交通株式會社申請に係る中山信號所、古市口及二軒茶屋各停留場構内に車輛運轉保安設備として第二種聯動裝置並に常置信號機を新設せむとするの件は一月十四日監第三、九〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神急行電鐵 電動客車設計變更認可並特別設計許可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る目下申請中の新造車輛二輛電動客車は新設軌道のみを使用するものなるを以て、戸袋窓を設計變更し車窓保護棒を撤去し、資材の節約と清掃の簡易化を計らん

とするものなるが、右は軌道建設規程例外取扱となるを以て特別設計となし十二月二十四日監第三、九五二號を以て内務、鐵道兩大臣より電動客車設計の件認可し特別の設計の件許可ありたり。

阪神急行電鐵 電動客車設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線使用四輪ボギー式電動客車十二輛に列車貫通装置を設備せむとするの件は一月十四日監第三、七四二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪堺電鐵 電動客車設計變更認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る電動客車二輛の救助器の構造及同十二輛の前照燈の位置（上部）を變更せむとするの件は一月十四日監第三、八四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電氣鐵道 電動客車増加認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る該社國道線は、曩に車輛新造の認可をせる本線と共に阪神兩都市を結び居るものにして、今次事變勃發以來沿道に於ける各種工場の新設擴張並に住宅の増加に伴ふ乗客の激増数は本線に譲らざるもの有り、特に朝夕混雑時に於ては本線同様全車輛を運轉するも猶不足を訴へ、超満員の状況を呈する次第なり、又北大阪線甲子園線にありても乗客數の激増は右同様甚しきものあり、右様の次第にて現在車輛は極度に之を

運轉し乗客の輸送に全力を注ぎ居る状態にして、使用車輛中十六輛は製作後既に三十年に垂んとし、各部の損耗甚しく修理に多大の時日を要し居る實狀にあり、従つて輸送力の増加を計るためには車輛の増設以外に途なきを以て、茲に既認可のものと同じのもの三十輛増設し輸送力の圓滑化を計らむとするの件は鐵鋼關係等より推して、三十輛中十五輛増加を認可するものとし十二月十四日監第三、九二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 假設物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請本線溝橋第九十四號の水害應急假設物の使用期限は昭和十五年六月三十日迄の處右に關し、魚崎、青木間線路工事方法一部變更並に假設工事施行認可申請あり、右認可迄前記假設物の使用期限を更に昭和十五年十二月三十一日迄延期せむとするの件は十二月十三日監第三、四一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

x

x

x

x